

西松建設まちづくり基金

まちづくり助成

募集要項

第5期

事業期間:2018年6月30日(土)から2019年1月31日(水)まで

助成金額:1団体につき最大50万円

応募締切:2018年5月14日(月)(必着)

西松建設株式会社は、2014年より、東日本大震災にかかる復興支援事業、並びにCSR事業の一環として、宮城県名取市において復興に資する地域づくりに取り組む市民の活動を支援しています。これらは、東日本大震災で甚大な被害を受けた名取市において、市民が主体となる復興の推進に向けて、名取市内の多様なアクターによるまちづくりの取り組みを支援し、アクター同士の協働や連携を促進するものです。具体的には、2018年までの5年間を通じて、

- 1)まちづくりの未来を担うリーダー育成
- 2)地域の課題の整理、地域の未来づくり、プロジェクトづくりの講座
- 3)復興まちづくり活動に対する資金助成

を行っていきます。この募集要項でご案内する「西松建設まちづくり基金 まちづくり助成」は、市民の皆さん自らが考える「地域の暮らしと生活環境をより良くする取り組み」に資金助成をし、皆さんの活動や多様なアクター同士の連携を後押しするものです。

名取市の皆さんおひとりおひとりが考えるまちづくりのアイデアをぜひお寄せください。

2018年3月

西松建設まちづくり基金・事務局

特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター

一般社団法人 みやぎ連携復興センター

共催 西松建設株式会社

助成の対象となる活動

対象地域：宮城県名取市内で行われる活動

対象期間：第5期 2018年6月30日から2019年1月31日までに実施、終了するもの

活動対象：名取市内で取り組まれる「より良いまちづくりとコミュニティの関係や連携を更に強めていく」非営利の活動

◆対象活動例◆

- 1) 地域の合意形成に向けた勉強会・講演会の実施
- 2) 地域住民や特定地域の個人ニーズ(概ね中学生以上)の収集と、その実践活動
- 3) 地域の多様な人々が参加可能なお祭りなど、継続性の高いイベントの開催
- 4) 地域の住民があつまる場(お茶っ子やサロン)等の実施
- 5) 18歳以上の若者が地域において活動するもの
- 6) 仮設住宅や災害公営住宅内におけるつながりづくりなどの各種イベントの開催
- 7) 被災された方々の新たな移転を受け入れるための地域での取り組み

◆対象外の活動◆

- 1) 個人を対象とした活動 ※ 地域づくりが主眼の助成です。
- 2) 仮設住宅や復興住宅等の個別住居部、共用部等、施設、設備等の改修・修繕など
- 3) 機材や物資の購入のみの活動 ※事業を行うために必要な資器材の購入は対象とする
- 4) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 5) 政治・宗教活動
- 6) 反社会的勢力が関与している活動
- 7) 寄付、基金の創設や充当

助成の対象となる団体

名取市内で定期的に活動を行おうとするグループ・団体等

- 1) 地元住民5名以上のボランティア・グループ
 - 2) 自治会や町内会等(仮設住宅団地、災害公営住宅の立地する地域の自治会を含む)
 - 3) まちづくり協議会などの地域自治組織
 - 4) 18歳以上の若者が中心となって活動するグループ
 - 5) PTA や地域のまちづくり等のために活動するグループ
 - 6) 市民活動団体(任意団体含む)、特定非営利活動法人、一般社団法人等
 - 7) 第1期～4期で採択された団体で継続して申し込みを希望されるグループ
 - 8) 法人格の有無は不問
 - 9) 1～8に該当し、報告書の提出ならびに報告会の出席と資金の管理ができる組織
- ※ 資金の管理:入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること

備考1) 名取市外に拠点を置く団体からの申請も受け付けますが、事業費に占める交通費の比率が高くなる点、活動の継続性、並びに名取市内の取組みの活性化を重視する観点から、名取市内に拠点を置く事業を優先することがあります。また、助成金額の設定に関連して、年間予算が小規模である組織が優先されることがあります。

備考2) 第1期～4期で助成を受けた団体で第5期も継続して申請を希望する場合も申請書を受け付けます。但し、助成事業の内容にもよりますが、これまで助成を受けていない事業を優先して採択することがあります。なお、同じ団体からの複数の申請は受け付けません。

☆ご注意ください。第5期は、研修会と助成金交付がセットになっています。研修会へは必ずご参加ください。(研修会に不参加の団体には助成金は交付いたしません)

助成期間

第5期2018年6月30日から 2019年1月31日まで

※この期間に実施される取組み、並びに発生する経費について助成金を充当することが出来ません。

助成金額 (助成総額250万円)

実施する活動の規模や回数により、申請額を50万円以内で決めて申請してください。

	上限
第5期 1団体あたりの上限金額	最大 50 万円
採択予定件数	審査の結果、評価の高い順から助成金を割り当てて行き総額に達した時点で採択を打ち切ります。
申請団体の構成員・職員への報酬(人件費)の上限	助成申請額の 50%以内とし、かつ上限 10 万円

申請方法

申請にあたっては、申請書記入例を参考に申請書を作成のうえ、応募書類一式とともに事務局宛に郵送でお送りください。必要書類のデータは、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

一般社団法人みやぎ連携復興センター URL <http://www.renpuku.org/>

- ・ 応募受付締切 第5期 2018年5月14日(月)必着
- ・ 必要書類
 1. 申請書一式(指定様式:申請書、予算書、メンバー表、代表者略歴)
 2. これまでの活動報告書(本助成事業以外の活動も含む)
 3. チラシやパンフレット等活動がわかるもの
 4. 規約や定款など(組織の意思決定方法や会計の存在が明記されているもの)

助成に係るスケジュール

【助成決定】

審査員による審査会(書類審査およびプレゼン審査)を経て採否を決定し、6月下旬に各団体にメール・文書にて通知する予定です。

【助成金の支払】

活動の実施に関する覚書(誓約書)を締結の上、指定の口座に決定した助成額の全額をお振込致します。※覚書の締結等に時間が要する場合もございます。助成額が振り込まれるまでに活動が決まっている場合は、各団体様にて立替にて事業を実施願います。

【活動開始・モニタリング】

第5期は2018年6月30日(土)以降の活動開始(助成金を充当した活動)が可能です。また、実施期間中に事務局がモニタリングに伺い、課題感などを共有させて頂くこともございます。

【ワード文書にて報告書の作成・提出、報告会への参加】

活動終了後1週間以内に所定の様式に基づいた報告書(簡易な会計報告を含む)と活動の様子が分かる写真(画像データ)をご提出頂きます。領収書は適切に保管・管理をお願いします。

また、活動内容を報告会にてご発表頂きます。パワーポイント等で事前に資料をお送り下さい。

申請書の提出先／お問い合わせ先

西松建設まちづくり基金 まちづくり助成 事務局

特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター／一般社団法人みやぎ連携復興センター

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-1-17やまふくビル3階

TEL:022-748-4550 FAX:022-748-4552 E-mail:oubo@renpuku.org (メールは随時)

お問い合わせ:月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 9:30 ~ 18:30 担当:太田